

中立・第三者機関 ～人事院の役割～

公務員は、憲法により「全体の奉仕者」とされ、職務の遂行に当たっては、中立、公正性が強く求められます。このため、公務の民主的かつ能率的な運営を保障することを目的とした国家公務員法に基づき、人事行政に関する公正の確保及び国家公務員の利益の保護等に関する事務をつかさどる中立・第三者機関として、内閣の所轄の下に設けられた機関が、人事院です。

人事行政の公正の確保

公務員人事管理の公正性が確保されるよう、人事院が採用試験、任免の基準の設定、研修等を実施しています。

労働基本権制約の代償機能

労働基本権制約の代償措置として、給与等の勤務条件の改定等を国会及び内閣に勧告しています。

人事行政の専門機関

人事行政の専門機関として、社会一般の情勢に的確に対応した施策を推進し、国民から信頼される効率的な行政運営の確保を図っています。

国家公務員は、憲法(第15条)が定める国民全体の奉仕者として、公正に職務を担わなければならない、このため国家公務員の人事管理は、縁故や政治的な影響によることなく、能力本位で公正に行う必要があります。

そのため、中立な第三者機関が人事のルール(基準)を定め、任命権者に実施させることにより、公務員人事の公正性を確保することが適切と考えられています。

また、公務員は労働基本権が制約され、労使交渉により勤務条件を決定することができないので、その代償として、使用者と職員団体(組合)とは別の第三者が勤務条件の決定に関与して、職員の利益を保護する必要があります。

人事院は、そのような要請に基づいて一般職の国家公務員のための人事行政を担当するために設置された機関であり、内閣の所轄の下に置かれ独立して職権を行使できる「中立・第三者機関」である「行政委員会」とされています。

(参考：憲法の規定)

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。